特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０４５号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　株式会社南大江
代表清算人　曽　　德深
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０４６号
東京都千代田区一番町２番地パークサイドハウス７階
清算株式会社　ＷＰＨ株式会社
代表清算人　松田　光司
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成１１年（ミ）第１号
埼玉県朝霞市浜崎１丁目２番８号アゴラ20ビル
更生会社　株式会社山陽精機
管財人　渡邊洋一郎
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
さいたま地方裁判所第３民事部

包括的禁止命令

平成２０年（再）第１１２号
東京都新宿区大京町20番地３
再生債務者　株式会社パルアクティブ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成23年６月３日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第４３号
佐賀県佐賀市富士町大字古湯556番地
再生債務者　株式会社吉花亭
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月４日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年８月８日から平成23年８月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第７号
東京都中央区銀座６丁目16番12号
再生債務者　トレヴィ株式会社
特別調査期間　平成23年７月７日から平成23年７月８日まで
平成23年６月２日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第７号
東京都中央区銀座６丁目16番12号
再生債務者　トレヴィ株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成23年５月26日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年７月13日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年７月５日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年６月29日
平成23年６月２日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１９年（再）第１８０号
東京都千代田区麹町１丁目６番９号
再生債務者　株式会社みらい建設グループ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年６月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再）第１号
長野県茅野市北山5522番地
再生債務者　株式会社蓼科グリーンバレー
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年６月６日　長野地方裁判所諏訪支部

平成１９年（再）第１９号
大阪府摂津市鳥飼本町３丁目11番20号、旧本店所在地大阪市淀川区十八条２丁目７番４号
再生債務者　エレポン株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年６月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第２号
福井県敦賀市新道51号３番地の２
再生債務者　有限会社北陸エコクリーン
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年６月３日　福井地方裁判所敦賀支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第１号
北海道標津郡中標津町東十五条北１丁目２番地
再生債務者　最能建設株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　北海道釧路市鶴ケ岱１丁目10番47号　稲澤優法律事務所　弁護士　稲澤　　優
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年６月１日　　釧路地方裁判所民事部

平成２０年（再）第１１２号
東京都新宿区大京町20番地３
再生債務者　株式会社パルアクティブ
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都中央区銀座７丁目12番14号大栄会館５階　富永浩明法律事務所　弁護士　富永　浩明
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年５月24日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１２０号
千葉県船橋市中野木２丁目22番16号　グランドール21―103号
再生債務者　近藤真由美
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月24日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月８日から平成23年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第５３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―2104号
再生債務者　久田　昌樹
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月24日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月１日から平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再イ）第９８号
千葉市中央区祐光２丁目６番９号　ジェネピア東千葉1210号
再生債務者　酒井　隆久
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月27日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月11日から平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第９７号
愛知県名古屋市中川区小本本町１丁目49番地　グランドール小本本町301号
再生債務者　林　　真之
１　決定年月日時　平成23年６月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月27日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月４日から平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部